



○(番)伊里元一君 たい子の教育長の答申ではほ了解した

んてすけめとも。オ一の教育書の進め具合が、頁数が
 学枚割からたい子の頁数で一回か教育委員会のかと
 合を設けらうか。この問題にたいして検査委員会の
 とやうなと。構造に方式という二つに分けての頁数を
 ほつて全部着けたという二つは先生から直接うけられた
 か。子に一人かの子徒から直接教育長よりがあらうこ
 ういうことがたいにかにあったのかという二つに分けて
 いたしと聞いてます。

○議長(石川信義君) 教育長 伊田信二君

○教育長(伊田信二君) 自席から失礼いたします。

ううはりの調査にさあさあはれたいです。
 ことなごさうたが、一応生徒のノートと拝見さすに
 こまらまら客にさあさあ先生がデエシクいたいます。
 体系的に構造に方式によりさあさあ授業が終つてあるとい
 ううにたいも担当の先生から聞いたわけであつたとい

○議長(石川信義君) (番)中里元一君

教育長は直接ノートを見さあさあという
 こまらまら生徒のノートよりには一人かの子徒から
 直接うういう話しを聞く用さあさあのかとうかという二つに
 分けています。

○議長(石川信義君) 教育長 伊田信二君

○教育長(伊田信二君) 先生ほど申しあげましたとおり私は直接
 生徒にお逢ひしたてさせました。ノートによりさあさあ
 導文事によりさあさあ教科書と合せさあさあ。教科書に書
 いてある事典と検査したてさあさあさあさあさあさあさあ
 というふう指摘さあさあさあさあ。私は生徒には直接逢
 つてありさあさあ。

○議長(石川信義君) 以上でさあさあ教育長の発言は終りました。

○議長(石川信義君) 以上でさあさあ今日の日程は全部終了いたし
 ます。

合議と内じです。

○議長(石川信義君) 一、おとさうく昭和四十五年三月十九日福生町議会の

定例会と内合したります。

二、研力研にあらがとりこじまへた。

予反三時廿七分内合

署名議員

福生町議合議長 石川信義

議員 岩田博

議員 小俣弘之

議員 小俣仁七



福総発第一三二一号の七

昭和四十五年三月十九日

福生町議会議長

石川信義殿

福生町長

石川 常太郎印

議案の送付について

昭和四十五年福生町議会第一回定例会(第二日目)に提出するため、つぎの議案を送付します。

一、議案第三十五号

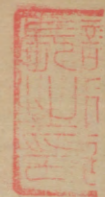
昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予算(第四号)



三十五
四十四
五

細味
大目

三十五
四十四
五



町道舗装に関する請願書の訂正について

先に提出いたしました町道舗装に関する請願の一部をつぎのとおり訂正方、お取計い願います。

正

町道 二〇七号線
全長 約一六〇米

誤

町道 一九八号線
全長 約六〇米

昭和四十五年三月十六日

請願者代表

西多摩郡福生町熊川一三一五

大 和 昭 造 ④

福生町議会議長

石 川 信 義 殿

閉会中の継続審査申出書

一件 名 陳情第七号 行政区域の変更に関する陳情書

二 付託年月日 昭和四十四年九月三十日（第三回福生町議会定例会）

本委員会において右事件審査中ですが、今会期中に審査を結了することが困難な
ので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので会議規則第六九条の規定に
より申し出ます。

昭和四十五年三月十八日

総務委員会

委員長 大 沼 秀 伍

福生町議会議長

石 川 信 義 殿

閉会中の継続審査申出書

一件 名 請願第二号 町道舗装に関する請願書

二 付託年月日 昭和四十五年三月十二日（第一回福生町議会定例会）

本委員会において右事件審査中ですが、今会期中に審査を結了することが困難な
ので閉会中もさらに継続して審査を要するものと決定したので会議規則第六九条の規定に
より申し出ます。

昭和四十五年三月十四日

建設委員会

委員長 塩 野 鉄之助

福生町議会議長

石 川 信 殿



特定事件継続調査事項表

(昭和四十五年三月二十五日第一回定例会第二日目)

建設委員会

- 一 福生駅東口開発について
- 二 多摩河原地区区画整理事業について

厚生委員会

- 一 水道事業の運営について

一 本町事業の概況の件

二 本町町民の生活の件

三 本町町民の健康の件

本町町民の健康の件

(昭和四十五年三月二十五日第一回福生町議会定例会)
本町町民の健康の件
本町町民の健康の件
本町町民の健康の件

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第七号 福生町職員定数条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和四十五年三月十二日 (第一回福生町議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和四十五年三月十八日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十五年三月十八日

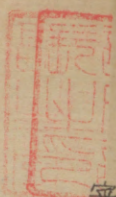
総務委員会

委員長 大沼秀伍

福生町議会議長

石川信義 殿

審査報告



議案審査報告書

一件

議案第八号 福生町の課に関する条例の一部を改正する条例

二 委員会付託月日 昭和四十五年三月十二日（第一回福生町議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十五年三月十八日 午前十時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十五年三月十八日

総務委員会

委員長 大沼秀伍

福生町議会議長

石川信義殿

